

保育の必要性と認定区分

	保育の必要性	認定区分
下記の保育を必要とする事由に <u>該当しない</u> 場合	なし	1号
下記の保育を必要とする事由に <u>該当する</u> 場合	あり	新2号・3号

保育を必要とする事由		保育が必要なことを証明する書類 ※父母それぞれについて必要
就労 ※月64時間以上	雇用主がある場合 (社員・パート・アルバイト等。内定も可。)	<p>○就労証明書（兼産休・育休証明書）【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社以外（支社や事業所）の代表者による証明でも可能です。 雇用期間が有期の方で、雇用（予定）期間が入園（希望）日より前に終了している場合、また、更新予定であっても雇用（予定）期間が申込締切日より前に終了している場合、就労している証明書類として受け付けできません。 在宅勤務の場合は、その旨を備考欄へ記入してください。 雇用期間が有期の方で、更新予定がある場合は、就労証明書にその旨を記載してください。 国の標準様式（簡易版）を使用していただいてもかまいません。 原則として事業主の押印が必要です。ただし、事業者が作成した証明であることを確認できる書類がある場合、押印省略可能です。 <事業者が作成した証明であることを確認できる書類> <ul style="list-style-type: none"> ① 企業から就労証明書等の送付されたことがわかるメール画面等を印刷したもの ② 直近1ヶ月の給与明細の写し
	自営業や報酬を受けている場合 (事業手伝いを含む。)	<p>○就労状況申立書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申立内容次第では、別途書類（開業届や実績が分かる書類等）を提出していただく必要があります。 実績がない場合、求職活動・起業準備として認定申請していただく場合があります。
	農業従事の場合 (農業専従者を含む。)	<p>○就労状況申立書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申立内容次第では、別途書類を提出していただく必要があります。 実績がない場合、求職活動・起業準備として認定申請していただく場合があります。 <p>○農地基本台帳記載証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に農地がある場合、農政課（市庁別館7階）で取得できます。所有者と別世帯の場合は委任状が必要です
	内職の場合	<p>○家内就労（内職）証明書【市様式】</p>
出産	【有効期間】出産月を含む前3か月～出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	<p>○母子健康手帳の出産予定日の記載があるページの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 八戸市の手帳の場合、妊娠保健指導報告書のページです。 八戸市以外の手帳の場合、保護者以外が記入した出産予定日のページの写しを提出してください。または、妊娠検査受診票などの予定日が分かる書類の写しを提出してください。

疾病・障がい	疾病・けが等	<p>○診断書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の様式以外は受け付けできません。 ・期間が有期の方で、認定（入園）希望日より前に終了している場合、書類を受け付けできません。
	障がい	<p>○次のいずれかの書類（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・国民年金の障害基礎年金証書等の受給を証し、等級がわかるもの
介護・看護 ※月64時間以上		<p>○介護・看護申立書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護・看護に係る時間について記入してください。 ・1日のスケジュールは、詳しく記入してください。 ・申立内容次第では、必要に応じて内容確認を行う場合があります。 <p>○診断書【市様式】又は 次のいずれかの書類（写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの） ・障害者手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し） ・施設通所付添の場合、在学・通所証明書等、施設の利用状況を確認できるもの
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	<p>○申立書【市様式】</p> <p>○り災証明書</p>
求職活動・起業準備	【有効期間】90日を経過する日が属する月の末日まで	<p>○求職活動申立書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園後3か月以内に就労証明書等を提出してください。
就学・職業訓練 ※月64時間以上	【有効期間】修了日が属する月の末日まで（自動車学校の場合は1か月間のみ。）	<p>○在学（受講）証明書</p> <p>○時間割表・カリキュラム等（写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月の登校日数、1日の授業開始時間から終了時間が分かる書類を提出してください。 <p>※在宅は原則不可です。リモートで授業があるなど、時間的制約がある場合は、その旨が分かる書類をお持ちの上でご相談ください。</p>